

市民活動等支援施策推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 「川崎市市民活動支援指針」に基づき、市民活動のさらなる活性化を図るため、本市における今後の総合的な施策等について調査・検討するとともに、市民活動支援に関する各種情報の交換を行なうことを目的に、市民活動等支援施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民活動等支援の施策等の調査検討及び策定に関すること。
- (2) 市民活動等支援に必要な情報交換に関すること。
- (3) 市民活動等支援のための庁内連絡体制の整備に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要なこと。

(組織等)

第3条 推進会議は、議長及び別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 議長は、市民・こども局市民生活部長をもって充てる。

(議長)

第4条 議長は、会務を総理する。

- 2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じ議長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 推進会議において議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 議長は、第2条の所掌事務に必要な調査研究等を行なわせるため、第3条に掲げる組織の関係職員によるワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループのメンバーは推進会議において決定する。
- 3 ワーキンググループに部会長を置く。
- 4 部会長は、議長が指名する。
- 5 ワーキンググループについて、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市民・こども局市民生活部市民協働推進課において処理する。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月11日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

総務局	行財政改革室	担当課長
総合企画局	都市経営部	企画調整課長
総合企画局	自治政策部	担当課長
財政局	財政部	財政課長
市民・子ども局	市民生活部	市民協働推進課長
市民・子ども局	市民生活部	市民協働推進課担当課長
市民・子ども局	子ども本部	子育て施策部 子ども企画課長
経済労働局	産業政策部	企画課長
環境局	総務部	環境調整課長
健康福祉局	総務部	企画課長
まちづくり局	総務部	企画課長
建設緑政局	計画部	企画課長
川崎区役所	まちづくり推進部	企画課長
幸区役所	まちづくり推進部	企画課長
中原区役所	まちづくり推進部	企画課長
高津区役所	まちづくり推進部	企画課長
宮前区役所	まちづくり推進部	企画課長
多摩区役所	まちづくり推進部	企画課長
麻生区役所	まちづくり推進部	企画課長
教育委員会事務局	総務部	企画課長